

# 射水市教育委員会 11 月 定例会 次第

日 時 平成 26 年 11 月 27 日(木)

午前 10 時

場 所 下庁舎 201 会議室

## 1 会議録の承認

## 2 教育長の報告

- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| (1) 平成 26 年 11 月臨時会会期日程及び提出議案について | 資料 1 |
| (2) 平成 26 年 12 月定例会会期日程について       | 資料 2 |
| (3) 平成 26 年度 12 月補正予算について         | 資料 3 |
| (4) 平成 26 年 12 月定例会提出議案について       | 資料 4 |

## 3 協議事項

- |                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| (1) 射水市教育振興基本計画について (学校教育課、生涯学習スポーツ課) | 資料 5 |
|---------------------------------------|------|

## 4 各課等の連絡事項及び報告事項

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 射水市小中学校グリーンカーテン実証実験事業の概要について (学校教育課) | 資料 6  |
| (2) 射水市奨学資金制度の見直しについて (学校教育課)            | 資料 7  |
| (3) 射水市生涯学習フェスティバルの開催について (生涯学習・スポーツ課)   | 資料 8  |
| (4) 平成 27 年射水市成人式について (生涯学習・スポーツ課)       | 資料 9  |
| (5) 射水市元旦マラソン 2015 の開催について (生涯学習・スポーツ課)  | 資料 10 |
| (6) 教育委員会行事予定                            | 資料 11 |

## 5 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 ( ) 時 分

平成26年11月射水市議会臨時会 会期日程 (案)

会期1日間

11月28日(金)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明(質疑) 日程第4 各議案の委員会付託
		委員会	総務文教常任委員会
		本会議	日程第5 委員長報告(質疑、討論、採決) 日程第6 常任委員会委員の所属変更

※招集告示 11月21日(金) 午前10時 議会運営委員会  
 午後1時30分 全員協議会(議案説明)

議案第86号

射水市立新湊中学校新築（建築主体）工事請負契約の一部変更について

平成25年6月24日に議決された射水市立新湊中学校新築（建築主体）工事請負契約についての一部を下記のとおり変更する。

記

「3 契約金額 1,777,650,000円

（うち消費税等 84,650,000円）」を

「3 契約金額 1,806,302,400円

（うち消費税等 86,772,400円）」に

改める。

平成26年11月28日 提出

射水市長 夏野元志

議案第 86 号

射水市立新湊中学校新築（建築主体）工事請負契約の一部変更について

（説 明）

平成 25 年 6 月 24 日に議決を経て締結した射水市立新湊中学校新築（建築主体）工事請負契約について、賃金等の変動に対する当該契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定の適用により、残工事分に係る労務単価等相当額の増額が必要となったため、契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 121 条の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

1 変更内容

契約金額

変更前：1,777,650,000 円（うち消費税等 84,650,000 円）

変更後：1,806,302,400 円（うち消費税等 86,772,400 円）

増加金額：28,652,400 円（うち消費税等 2,122,400 円）

※原契約内容

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	1,777,650,000 円 （うち消費税等 84,650,000 円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	佐藤工業・牧田組射水市立新湊中学 校新築（建築主体）工事共同企業体  代表者 富山市桜木町 1 番 11 号 佐藤工業株式会社北陸支店 執行役員支店長 池田 茂人  構成員 富山市桜木町 1 番 11 号 佐藤工業株式会社北陸支店 執行役員支店長 池田 茂人  構成員 射水市庄西町一丁目 18 番 33 号 株式会社牧田組 代表取締役社長 牧田 和樹	平成 25 年 6 月 25 日 ～ 平成 27 年 2 月 27 日

## 平成26年12月射水市議会定例会会期日程(案)

会期12日間

12月8日(月)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明(質疑) 日程第4 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第5 各議案の委員会付託
	本会議終了後		全員協議会(報告事項説明)
12月9日(火)			議案調査日
12月10日(水)			議案調査日
12月11日(木)	午前10時	本会議	日程第1 代表質問
12月12日(金)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
12月13日(土)			休 会
12月14日(日)			休 会
12月15日(月)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月16日(火)	午前9時30分	委員会	総務文教常任委員会
	午後1時30分	委員会	民生病院常任委員会
12月17日(水)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
	産業建設常任 委員会終了後	委員会	港湾振興特別委員会
12月18日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
12月19日(金)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告(質疑、討論、採決) 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※招集告示 12月1日(月) 午前10時 議会運営委員会  
午後1時30分 全員協議会(議案説明)

発言通告日 代表質問 12月8日(月) 午後5時  
一般質問 12月9日(火) 午後5時

※港湾振興特別委員会の参集時間は午後1時30分

## 平成26年度 12月一般会計補正予算(案) 説明書

## 1 歳出の内訳

(単位:千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10 款 教育費 教育委員会事務局費	4,330	新湊中学校竣工式典会場設営業務及び校舎移転に伴う備品等移動業務委託
学校管理費(小)	1,108	修繕料、防犯カメラ機器賃貸借
健康管理費(小)	670	速乾性手指消毒剤
学校管理費(中)	1,143	修繕料、防犯カメラ機器賃貸借、机・椅子購入等
健康管理費(中)	300	速乾性手指消毒剤

平成26年10月31日

射水市教育委員会  
委員長 眞岸潤子 殿

射水市教育施設指定管理候補者選定委員会  
委員長 亀谷 慶英

射水市教育施設指定管理候補者の選定結果について（報告）

当委員会に対し審査を求められた射水市教育施設指定管理候補者の選定については、次の応募者が指定管理者として適当であると報告します。



## 記

## ○射水市中央公民館

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	公益財団法人 射水市文化振興財団 理事長 浦山 哲郎	射水市三日曾根 3 番 2 3 号 (新湊中央文化会館内)

## ○射水市小杉勤労青少年ホーム

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブ きらり 理事長 中村 幹夫	射水市黒河 7 1 2 番地 (小杉体育館内)

## ○射水市大島絵本館

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	公益財団法人 射水市絵本文化振興財団 理事長 小川 裕之	射水市鳥取 5 0 番地 (大島絵本館内)

## ○射水市新湊中央文化会館

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	公益財団法人 射水市文化振興財団 理事長 浦山 哲郎	射水市三日曾根 3 番 2 3 号 (新湊中央文化会館内)

## ○射水市小杉文化ホール

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	公益財団法人 射水市文化振興財団 理事長 浦山 哲郎	射水市三日曾根 3 番 2 3 号 (新湊中央文化会館内)



○射水市新湊総合体育館、新湊テニスコート

指定期間	応募者	事務所所在地
平成27年4月1日～ 平成32年3月31日	特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブ 理事長 金子 堅太郎	射水市久々湊467番地 (新湊総合体育館内)

○射水市小杉総合体育センター

指定期間	応募者	事務所所在地
平成27年4月1日～ 平成32年3月31日	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブ きらり 理事長 中村 幹夫	射水市黒河712番地 (小杉体育館内)

○射水市小杉体育館

指定期間	応募者	事務所所在地
平成27年4月1日～ 平成32年3月31日	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブ きらり 理事長 中村 幹夫	射水市黒河712番地 (小杉体育館内)

○射水市大門総合体育館

指定期間	応募者	事務所所在地
平成27年4月1日～ 平成32年3月31日	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ 理事長 山崎 秋夫	射水市二口3142番地 (大門総合体育館内)

○射水市大島体育館

指定期間	応募者	事務所所在地
平成27年4月1日～ 平成32年3月31日	特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブ 理事長 島上 淳	射水市新開発300番地 (大島体育館内)

○射水市下村体育館、下村グラウンド、下村テニスコート

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブ まいけ 理事長 梶尾 慧	射水市加茂中部 8 4 3 番地 (下村体育館内)

○射水市サン・ビレッジ新湊

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	公益財団法人 射水市体育協会 会長 夏野 元志	射水市久々湊 4 6 7 番地 (新湊総合体育館内)

○射水市下村パークゴルフ場

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブ まいけ 理事長 梶尾 慧	射水市加茂中部 8 4 3 番地 (下村体育館内)

○射水市下村馬事公園

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブ まいけ 理事長 梶尾 慧	射水市加茂中部 8 4 3 番地 (下村体育館内)

○射水市海竜スポーツランド

指定期間	応募者	事務所所在地
平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	公益財団法人 射水市体育協会 会長 夏野 元志	射水市久々湊 4 6 7 番地 (新湊総合体育館内)

議案第 号

指定管理者の指定について

射水市中央公民館の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年12月8日 提出

射水市長 夏野元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市中央公民館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市文化振興財団

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

## 議案第 号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市中央公民館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市中央公民館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市文化振興財団

3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地

射水市三日曾根3番23号

4 指定管理者となる団体の代表者名

理事長 浦山 哲郎

5 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

議案第 号

指定管理者の指定について

射水市小杉勤労青少年ホームの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年12月8日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉勤労青少年ホーム

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

## 議案第 号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市小杉勤労青少年ホームの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉勤労青少年ホーム

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり

3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地

射水市黒河712番地

4 指定管理者となる団体の代表者名

理事長 中村 幹夫

5 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

議案第 号

指定管理者の指定について

射水市大島絵本館の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年12月8日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大島絵本館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市絵本文化振興財団

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市大島絵本館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大島絵本館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市絵本文化振興財団

3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地

射水市鳥取50番地

4 指定管理者となる団体の代表者名

理事長 小川 裕之

5 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）



議案第 号

指定管理者の指定について

射水市新湊中央文化会館の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年12月8日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市新湊中央文化会館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市文化振興財団

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

## 議案第 号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市新湊中央文化会館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市新湊中央文化会館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市文化振興財団

3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地

射水市三日曾根3番23号

4 指定管理者となる団体の代表者名

理事長 浦山 哲郎

5 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

議案第 号

指定管理者の指定について

射水市小杉文化ホールの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年12月8日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉文化ホール

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市文化振興財団

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市小杉文化ホールの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉文化ホール

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市文化振興財団

3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地

射水市三日曾根3番23号

4 指定管理者となる団体の代表者名

理事長 浦山 哲郎

5 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

議案第 号

指定管理者の指定について

射水市体育施設の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年12月8日 提出

射水市長 夏野元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
射水市新湊総合体育館 射水市新湊テニスコート	特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブ
射水市小杉総合体育センター 射水市小杉体育館	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり
射水市大門総合体育館	特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ
射水市大島体育館	特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブ
射水市下村体育館 射水市下村グラウンド 射水市下村テニスコート	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ
射水市サン・ビレッジ新湊	公益財団法人 射水市体育協会
射水市下村パークゴルフ場 射水市下村馬事公園	特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市体育施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名		
射水市新湊総合体育館 射水市新湊テニスコート	特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツ クラブ	射水市久々湊 467番地	理事長 金子 堅太郎
射水市小杉総合体育センター	特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツ クラブきらり	射水市黒河 712番地	理事長 中村 幹夫
射水市小杉体育館			
射水市大門総合体育館	特定非営利活動法人 だいもんスポーツ クラブ	射水市二口 3142番地	理事長 山崎 秋夫
射水市大島体育館	特定非営利活動法人 おおしまスポーツ クラブ	射水市新開発 300番地	理事長 島上 淳
射水市下村体育館 射水市下村グラウンド 射水市下村テニスコート	特定非営利活動法人 しもむらスポーツ クラブまいけ	射水市加茂中部 843番地	理事長 梅尾 慧
射水市サン・ビレッジ新湊	公益財団法人 射水市体育協会	射水市久々湊 467番地	会長職務代行 専務理事 山崎 毅
射水市下村パークゴルフ場	特定非営利活動法人 しもむらスポーツ クラブまいけ	射水市加茂中部 843番地	理事長 梅尾 慧
射水市下村馬事公園			

- 2 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(5年間)

議案第 号

指定管理者の指定について

射水市海竜スポーツランドの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年12月8日 提出

射水市長 夏野元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市海竜スポーツランド

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市体育協会

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市海竜スポーツランドの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市海竜スポーツランド

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市体育協会

3 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地

射水市久々湊467番地

4 指定管理者となる団体の代表者名

会長職務代行 専務理事 山崎 毅

5 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）



## 指定管理者制度の導入に向けた事務手続の流れ

7月中旬	募集要項、業務仕様書の作成
8月中旬	指定管理料の予算要求書の提出
10月1日から	指定管理者の募集開始
10月17日まで	
10月21日	選定委員会の開催 ・ 指定管理候補者の選定 暴力団関係者該当の有無の照会
11月7日	選定結果の通知 ホームページで公開
12月上旬	仮協定書の締結
12月19日	12月市議会定例会に於いて指定の議決
12月下旬	指定の指令書交付 指定の告示
1月上旬	基本協定書(本協定書)締結
2月上旬	事業実施計画書の提出
3月下旬	年度協定書締結
4月1日	指定管理者による運営開始

○射水市教育施設指定管理候補者選定委員会設置要綱

平成18年4月25日  
教育委員会告示第5号

(設置)

第1条 射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が所管する公の施設について、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年射水市条例第3号。以下「条例」という。)第4条及び第5条に規定する指定管理候補者の選定を行うため、射水市教育施設指定管理候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 条例第3条の規定に基づき指定管理者の指定の申請をした者(以下「申請者」という。)について、別に定める審査基準に基づき審査すること。
- (2) 指定管理候補者を選定し、その結果を教育委員会に報告すること。
- (3) その他指定管理候補者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、指定管理候補者の選定について識見を有する者(申請者と利害関係を有しない者に限る。以下「有識者」という。)並びに市及び教育委員会の職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

2 委員の定数は6人とし、そのうち3人を有識者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該指定管理者が指定されるまでの期間とする。

2 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、非公開とする。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び前条第3項の規定により委員会に出席した者は、射水市情報公開条例(平成17年射水市条例第20号)第7条各号に規定する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年5月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則(平成25年4月25日教委告示第2号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

射水市奨学資金制度（大学生等）の見直しについて（案）

現行		改正案	
対象者	大学生、大学院生、短大生、専修学校生（専門課程）	対象者	(変更なし)
受給資格	①市内に住所を有する世帯に属する者、②学資の支弁が困難である者、③身体強健で学業成績が優良である者、④性行が善良である者、⑤在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること、⑥本人の属する世帯に市税の滞納がないこと	受給資格	(変更なし)
他制度との併用	併用不可（授業料減免を含む）	他制度との併用	併用可（授業料減免を含む）
貸与額	自宅通学生：25,000円 自宅外生：40,000円	貸与額	(変更なし)
交付方法	毎月口座振込	交付方法	(変更なし)
返還期間	10年以内（1年据え置き）に償還する。	返還期間	市奨学資金に併せて他の奨学資金を受けている者（貸与型）については、15年以内（1年据え置き）とする。
連帯保証人条件	連帯保証人のうち1人は奨学生の保護者とし、他の1人は独立の生計を営む市内に住所を有する成人者（概ね60歳未満の者）	連帯保証人条件	連帯保証人のうち1人は奨学生の保護者とし、他の1人は独立の生計を営む成人者（概ね60歳未満の者）

※改正案については、平成27年度以降に採用となった奨学生に適用し、平成26年度までに改正前の制度に基づき、奨学生として決定を受けた者については、なお従前の例によるものとする。

## 射水市生涯学習フェスティバルの開催について

### 1 趣 旨

市内生涯学習関係者が一堂に会し、講演や発表を通じて学び、互いの活動を知り合うことで更なる連携を深め、より一層の生涯学習の活性化を目指すもの。

### 2 主 催

射水市教育委員会

### 3 共 催

射水市生涯学習推進協議会

### 4 日 時

平成26年11月30日(日)

開場 13:00

開演 13:30～16:00(予定)

### 5 会 場

射水市高周波文化ホール(小ホール) 射水市三日曾根3番23号

### 6 日 程

開会 13:30

教育長挨拶 13:30～13:35

講演 13:35～15:00

演題「立山連峰と南極、ブータンヒマラヤの氷河」

講師 福井 幸太郎 氏(富山県立山カルデラ砂防博物館 学芸員)

休憩 15:00～15:10

舞台発表 15:10～16:00

1 庄西ひまわりグループ(庄西 コーラス)

2 堀岡民踊教室(堀岡 民踊)

3 ダンス・ダンス・ダンス(太閤山 ストリートダンス) 各15分程度

閉会 16:00

### 7 その他

陶房「匠の里」紹介ブース(市民ホール)

生涯学習作品展同日開催(展示室 射水市生涯学習推進協議会主催)

## 平成 27 年射水市成人式について

### 1 目 的

新成人の新しい門出を祝福するとともに、社会人として自ら生き抜いていくことへの自覚を促すよう激励する。

### 2 会 場

アルビス小杉総合体育センター（大アリーナ）

### 3 期 日

平成 27 年 1 月 11 日（日）

### 4 次 第

10:00～ 式 典

- ・ 開 式
- ・ 国歌斉唱
- ・ 式辞〔市長〕
- ・ 祝辞〔市議会議長〕
- ・ 新成人誓いのことば〔新成人〕
- ・ 交通安全宣言〔新成人〕
- ・ 市民憲章朗読〔新成人〕
- ・ 閉 式

10:30～ アトラクション

- ・ 浜獅子太鼓（終了予定時刻、午前 10 時 50 分）

### 5 対象者

平成 6 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに出生し、射水市に住民登録のある者及び希望者を対象とする。

平成 27 年対象者数 953 人（11 月 1 日現在、市外参加者除く）

<参考>

平成 26 年対象者数 878 人中、参加者数 648 人

（出席率 73.8%：市外参加者除く）

### 6 周知方法

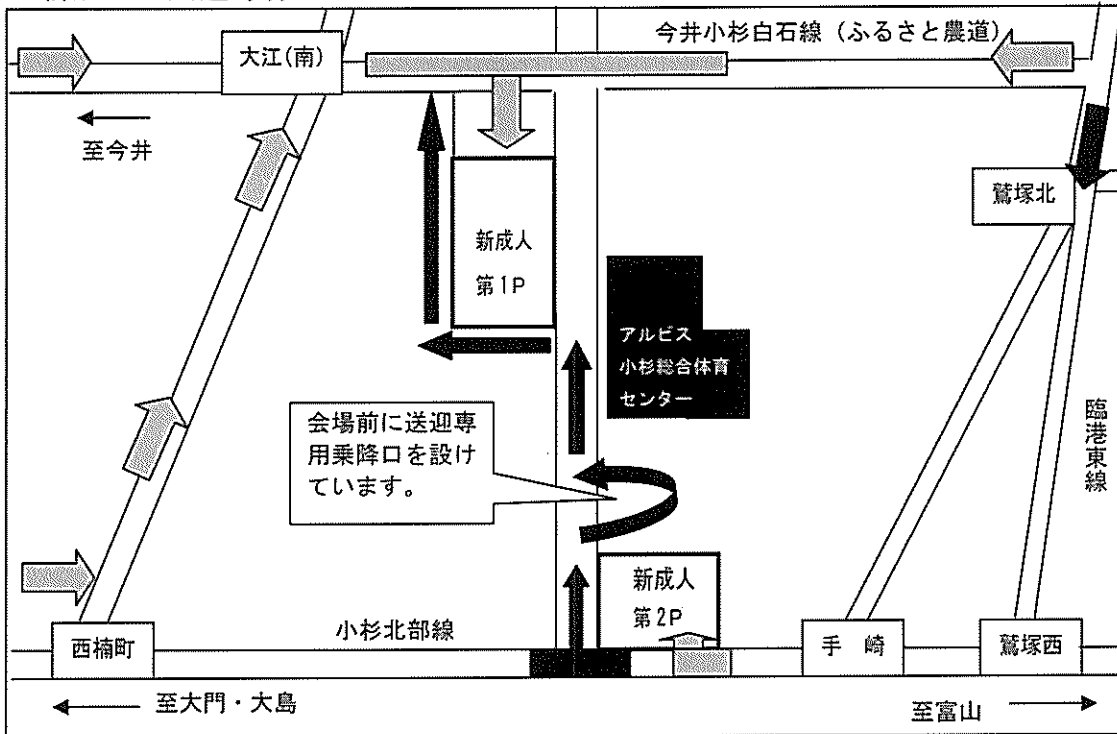
- (1) 対象者に案内状（受付券同封）を送付。（11 月下旬）
- (2) 「広報いみず」10 月号・12 月号に開催のお知らせを掲載
- (3) 市ホームページ等に開催のお知らせを掲載

### 7 駐車場及び交通導線について

当日、交通混雑が予想されるため、来賓・招待者と新成人の交通導線及び駐車場を分ける。

# 新成人、来賓・招待者の専用駐車場及び交通導線について

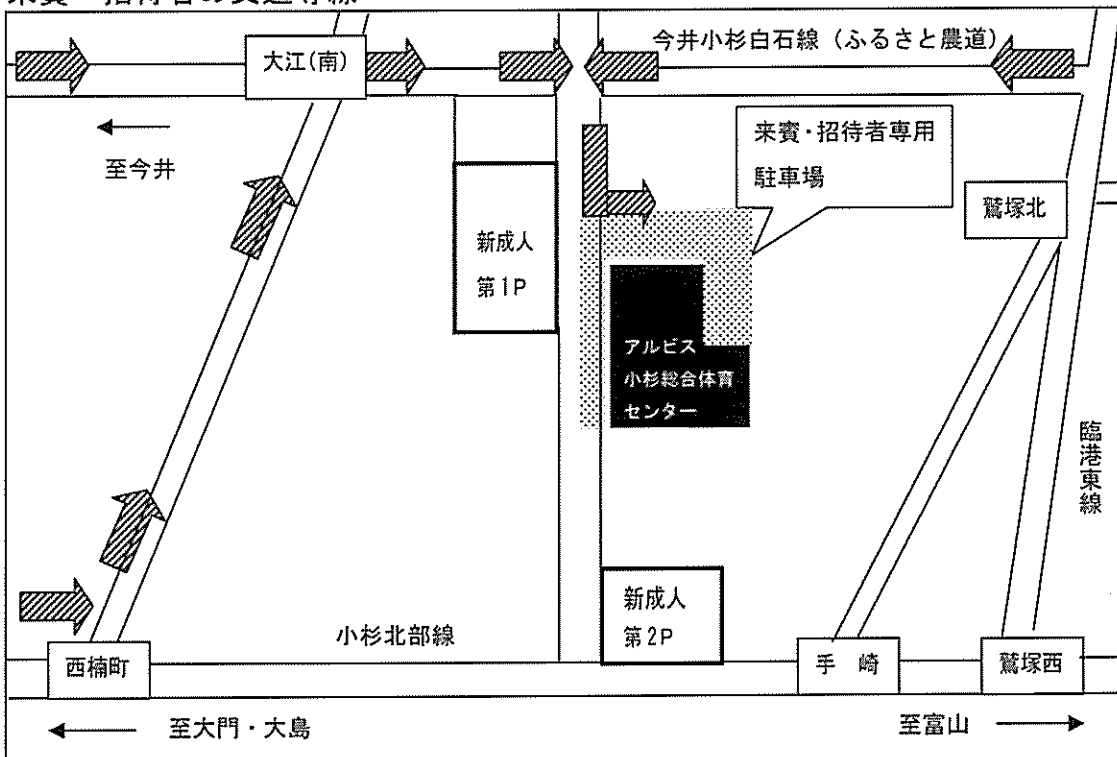
## 新成人の交通導線



➡ 新成人のうち駐車場を利用する方の導線

➡ 送迎のみの方の導線

## 来賓・招待者の交通導線



※ 専用駐車場に駐車していただくために、通行許可証を招待状の中に同封する予定です。

豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水

# 射水市元旦マラソン2015 実施要項

**主催** 射水市 射水市教育委員会 公益財団法人射水市体育協会  
**主管** 射水市陸上競技協会  
**期日** 平成27年1月1日(祝)  
**コース** 新湊会場：3kmコース  
 大門会場：一般コース(5km)、チャレンジコース(3km)  
 (裏面コース図参照)

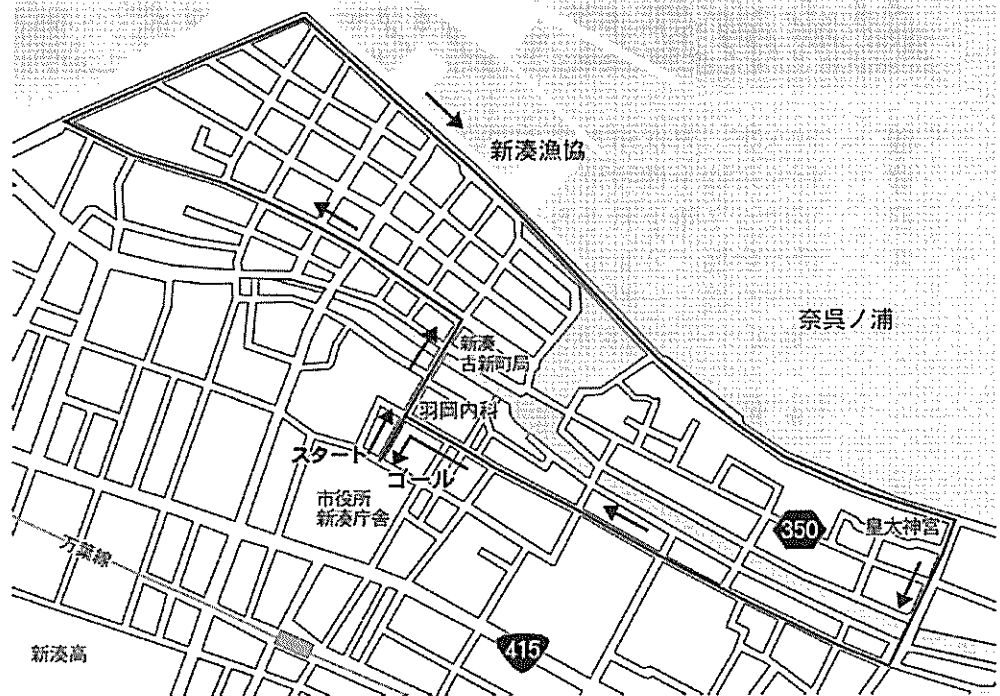
大門会場は  
開始時間が早く  
なりました。

**\* 第52回 新湊会場 \*****\* 第38回 大門会場 \***

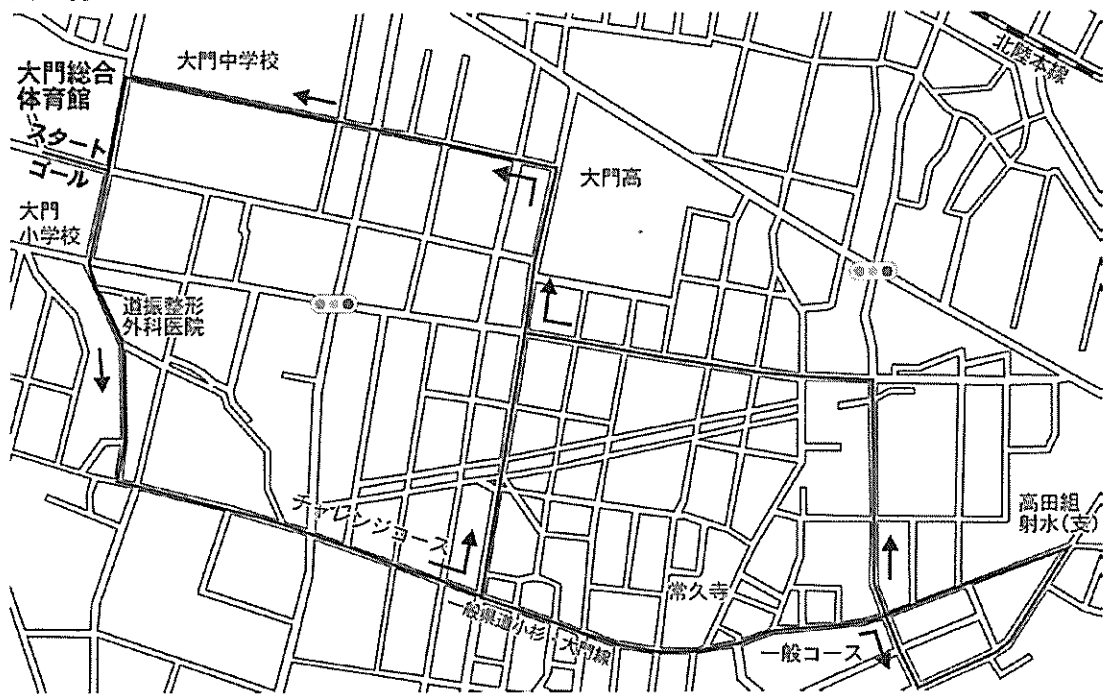
<b>受付</b>	射水市役所新湊庁舎1階ロビー 平成26年12月31日(水) 午後10時00分～11時00分	大門総合体育館前 平成27年1月1日(祝) 午前8時00分～9時00分
<b>開会式</b>	射水市役所新湊庁舎駐車場北側 平成26年12月31日(水) 午後11時45分	大門総合体育館前 平成27年1月1日(祝) 午前9時00分
<b>スタート</b>	射水市役所新湊庁舎駐車場北口 午前0時00分 一般・高校生 午前0時01分 中学生 午前0時02分 小学生	大門総合体育館前 午前9時30分 一般コース 午前9時33分 チャレンジコース
<b>参加資格</b>	健康な人(ただし、小学校4年生以下は、保護者(伴走者)の同伴があれば参加を認めます。その際、伴走者も申込みをお願いします。)	
<b>参加料</b>	新湊会場：一般 1,000円、小・中学生・高校生 500円 大門会場：一般 500円、小・中学生・高校生 200円	
<b>表彰</b>	完走者全員に完走証を授与します。	
<b>申込方法</b>	所定の申込用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて大会事務局へ申し込んでください。 郵送の場合は現金書留を利用してください。また、電話による申込みや切手等の代納による申込みは受け付けません。 なお、申し込み後の参加取消しがあっても参加料は返還しません。 <b>* 当日の申し込みは、受け付けません。</b>	
<b>申込み期間</b>	平成26年11月5日(水) ～ 12月5日(金) <u>期日厳守</u>	
<b>申込先(事務局)</b>	・公益財団法人射水市体育協会 Tel 82-8278 (〒934-0039 射水市久々湊467 新湊アイソ軽金属スポーツセンター(武道館)内) ・大門総合体育館 Tel 52-4655 (〒939-0234 射水市二口3142) ※どちらでも申し込みができます。	

# 射水市元旦マラソンコース図

## ★ 新湊会場



## ★ 大門会場



## 参加上の注意

- ① 参加者は自己の責任において健康管理をし、競技前に身体に異常がある場合、競技中であっても身体に異常を感じた場合は、ただちに競技を中止してください。
- ② 競技中に生じた事故、傷害・疾病については、主催者はその責任を負いません。  
(ただし、主催者側でスポーツ傷害保険に加入します。)
- ③ 当日の駐車場は、(新湊会場) 射水市役所新湊庁舎駐車場、(大門会場) 大門総合体育館及び大門小学校の駐車場をご利用ください。
- ④ ナンバーカード(ゼッケン)は、大会当日、受付で配布します。
- ⑤ 手荷物は各自で管理してください。また、更衣室はありません。ご了承ください。
- ⑥ 参加者は道路の左端を走り、交差点においても中心から右に出ないように走ってください。
- ⑦ 本大会は申告制です。ゴール地点に時計を設置しますのでゴール後、各自でタイムを確認してください。



平成 26 年 12 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	月					
2	火					
3	水					
4	木					
5	金	13:30	高周波文化ホール	(公財)射水市文化振興財団理事会	(公財)射水市文化振興財団	
5	金	19:30	下庁舎201会議室	平成27年度射水市成人式新成人代表者会第2回	生涯学習・スポーツ課	
6	土					
7	日	9:00	小杉体育館・小杉勤労青少年ホーム	きらり クリスマスフェスタ	NPO法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり	
7	日	9:30	陶房「匠の里」	企画教室 干支の絵馬作り	陶房「匠の里」	
8	月	9:30	陶房「匠の里」	企画教室 干支の絵馬作り	陶房「匠の里」	
9	火	11:45	大門小学校	知事学校訪問	学校教育課	教育委員長 教育長
10	水					
11	木					
12	金					
13	土	13:30	氷見市ふれあいスポーツセンター	スポーツ推進委員 高岡地区研修会	生涯学習・スポーツ課	
13	土	9:30	陶房「匠の里」	企画教室 干支の絵馬作り	陶房「匠の里」	
14	日	13:30	働く婦人の家	射水市出前講座&コンサート	生涯学習・スポーツ課	
14	日	15:00	高周波文化ホール	第6回いみずジュニアアート展表彰式	生涯学習・スポーツ課	教育長
15	月					
16	火	9:30	小杉中学校	富山県教育委員会視察	学校教育課	教育委員長 教育長
17	水					
18	木					
19	金					
20	土					
21	日	14:00	アイザック小杉文化ホール	ラポールクリスマスコンサート	小杉文化ホール	
22	月					
23	火					
24	水		各幼稚園、小中学校	2学期終業式		
25	木					
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					

展示等

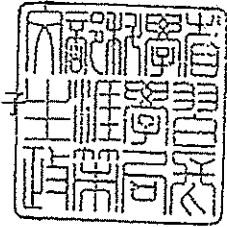
自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
12/12	12/14	高周波文化ホール	第6回いみずジュニアアート展				
12/6	1/18	小杉展示館	射水所蔵企画展(郷倉和子・小杉焼展)				
11/28	1/18	新湊博物館	まつの手紙				



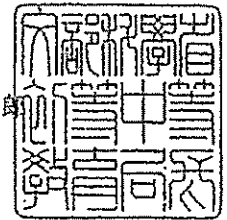


富山県教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長  
河村 潤



文部科学省初等中等教育局長  
小松 親次郎



平成26年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる  
文部科学大臣表彰の決定について

標記について、貴教育委員会から推薦のあった下記の活動の表彰が決定しましたので通知します。

ついては、表彰式を12月8日（月）に文部科学省講堂において行いますので、関係者へ御連絡くださいますようお願いいたします。

記

市町村名	活動名
朝日町	あさひ野小学校放課後子ども教室
小矢部市	放課後出前教室
射水市	放課後子ども教室 放生津教室

(連絡先)

文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課  
地域・学校支援推進室 地域学習活動推進係  
電話：03-6734-3260（直通）、FAX：03-6734-3718.  
E-mail：sokushin@mext.go.jp



こんな活動です！

地域の未来はみんなで創る～地域に見守られ、地域に溶け込む放課後子ども教室～

活動名

放課後子ども教室 放生津教室

関係する学校名

射水市立放生津小学校

活動の概要・経緯

放生津教室では、まっつん(祭囃子)、パソコン、ポッポ(読み聞かせ・簡単な工作)の3つのサークルが活動を行っている。  
平成25年度は、パソコンサークルは低学年、まっつんサークルは高学年を対象とし、ポッポサークルは全学年を対象として実施した。  
放生津小学校と放生津小放課後児童クラブのスケジュール表には放課後子ども教室各サークルの日程が組み込まれており、小学校・放課後児童クラブの万全な協力体制のもと、子どもたちは多彩で特色ある活動に取り組んでいる。

活動区分

土曜日の教育活動	学校支援地域本部	放課後子供教室	コミュニティ・スクール
0	0	●	0

基本データ

土曜日の教育活動	コーディネーター数	子どもの平均参加人数	開始年度	補助の有無
	0人	0人	0年度	0
学校支援地域本部	コーディネーター数	ボランティア登録数	開始年度	補助の有無
	0人	0人	0年度	0
放課後子供教室	コーディネーター数	子供の平均参加人数	年間開催日数	補助の有無
	1人	15.7人	40日	有
	実施場所		開始年度	放課後児童クラブとの連携
視聴覚室、パソコン教室		16年度	有	
コミュニティ・スクール	指定日	委員数	児童生徒数	学級数
	平成 0年 0月 0日	0人	0人	0学級

特徴

【特徴的な活動内容】

- 「郷土を愛し、伝統文化を受け継ぐことのできる力」の育成  
・まっつんサークルでは、放生津地区に伝わる伝統的な曳山囃子を地域の先生から教わっている。曳山囃子の正式な楽譜はなく、教育活動推進員が手本となって吹き方や指使いを教えている。地域の大人から子ども達へ、上級生から下級生へと祭囃子の伝統は受け継がれている。
- 「パソコンに慣れ親しみ、IT化社会で対応することのできる力」の育成  
・パソコンサークルでは、「ローマ字入力ができるようにしましょう！」と目標を掲げ、基本操作から丁寧に教えている。その他、学年毎にも目標を作り、名刺、しおり、時間割、うちわなどの作成に取り組んでいる。
- 「感受性豊かで思いやりの心を育むことのできる力」の育成  
・ポッポサークルでは、季節の絵本の読み聞かせのほか、かざぐるまや起き上がりこぼし、かさ袋ロケットなどの簡単な工作にも取り組んでいる。全学年を対象としているので、高学年が低学年の面倒を見たりと異学年交流の場ともなっている。

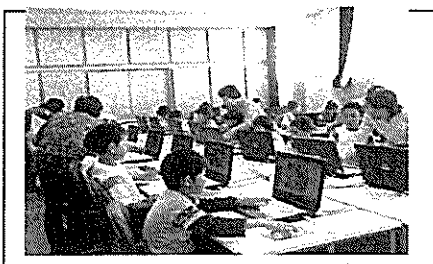
【実施に当たっての工夫】

- 学校・放課後児童クラブとの強力な連携  
・学校教職員が放課後子ども教室の活動に参加したり、放課後児童クラブの子どもたちが指導員の引率のもと、全員で放課後子ども教室の活動に参加している。活動スケジュールを小学校・放課後子ども教室・放課後児童クラブの3者で共有することにより、教育活動推進員以外にも多くの大人に見守られながら子どもたちは安全・安心な活動を行うことができている。  
・4月の放課後児童クラブ入級説明会時に保護者へ放課後子ども教室の資料を配布し、放課後子ども教室のPRや理解に努めている。
- 学習発表会・地域のイベントへの参加  
・作った工作を学習発表会や地域の展示会で展示したり、練習した曳山囃子を地域のイベントで演奏したりと教室内の活動にとどまることなく、多くの方々に活動の成果を発表する機会を設けている。

活動に関する図表



まっつんサークル



パソコンサークル



ポッポサークル

事業を実施して

- ・まっつんサークルで地域に伝わる曳山囃子を学んだ子どもたちが中学生になってから地域の曳山祭りに参加し、曳山囃子を奏でる姿が見受けられ、放課後子ども教室での活動が後々も継承されている。
- ・放課後児童クラブ指導員や保護者からは「放課後児童クラブでは行うことの難しい体験活動が出来て助かっている。」と好評を得ている。

その他

- 地域色あふれるサークル名  
・ポッポサークルは「放生津のハトポッポ」と呼ばれている小学校のシンボルの鳩マークに由来し、まっつんサークルの由来は、「まっつん」が地域の方で「お祭り」を意味することから来ている。サークル名にも工夫が施され、子どもたちから親しまれている。